地保第3704号

令和７年３月４日

各保全措置対象施設及び機関管理者　様

大阪府健康医療部保健医療室長

（　公　印　省　略　）

旧優生保護法に関連した資料の保全について（再依頼）

　標記について、旧優生保護法補償金等支給法が施行されたことを受け、国から別添のとおり、当該資料の保全について再度依頼がありました。

同通知文では、法においては、新たに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方を対象に人工妊娠中絶一時金を支給することとしていることとしているため、旧優生保護法に関する資料や記録（旧優生保護法下において同法に基づき実施された人工妊娠中絶に関するものも含む）の適切な保全の依頼（別添通知記１）に加え、医療機関等が廃止され、承継先が存在しない場合においては、大阪府が関連資料を保存すること（別添通知記２）となっています。新たな法の施行と国通知の趣旨を踏まえ、資料の有無について調査を実施させていただきたく下記により御協力くださいますようお願いします。

　なお、本件は個人情報の洗い出し等をお願いするものではなく、現時点において把握しておられる範囲内の情報について、任意で御協力をお願いするものであることを申し添えます。

記

　　旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で貴施設が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録（旧優生保護法下において同法に基づき実施された人工妊娠中絶に関するものも含む）について、保存期限を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続してください。

　なお、貴施設において該当する資料等がある場合は、令和７年５月12日（月）までに当室地域保健課母子グループあてに、裏面の様式を参考に御連絡くださいますようお願い申し上げます。（資料等がない場合は、ご連絡不要です。また、上記期限までに御連絡のない場合は資料等がないものとさせていただきます。）

保健医療室地域保健課母子グループ　角野、古田

電話06-6944-6698　内線6698

FAX06-4792-1722

e-mail: [chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp)

旧優生保護法に基づく記録について（ご協力のお願い）

旧優生保護法補償金等支給法の施行に伴い、以下の資料保有状況の調査にご協力をお願いいたします。

①旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶に関する資料

②旧優生保護法に基づく優生手術に関する資料（令和６年度調査の再確認）

この調査は、令和6年7月3日の最高裁判決を受けて１月17日に施行された新法を踏まえ、府内の関連機関に向けて実施するものです。※該当する資料等がない場合は、ご返信不要です。

★該当する資料等がある場合、以下のオンラインフォーム（行政オンラインシステム）によりご回答を

お願いします。※関連する資料の送付は、現時点では不要です。　　期限：令和７年５月12日（月）

<URL:https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/3e26df26-d36d-441d-b298-ff25e8821632/start>

★上記による回答が難しい場合は、以下の内容をFAX又はメールにてご回答をお願いします。

↓↓

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課　母子グループ　角野・古田　あて

※関連する資料の送付は、現時点では不要です。　　　　期限：令和７年５月12日（月）

FAX：０６－４７９２－１７２２　　　メール：chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

施設名称　　　　　　　　　　　　担当者名　　　　　　　　　　　　連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査項目 | | 回答 | 選択式 |
| (1) | 昭和23年～平成８年の間に障害を理由に旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶手術を受けた者（受けたと思われる者）に関する個人記録（カルテ・相談記録等）の有無 | □ | ①資料あり（カルテ） |
| □ | ②資料あり（相談記録） |
| □ | ③資料あり（その他） |
| (2) | うち旧優生保護法に基づく優生手術を受けた（受けたと思われる）人数 | 人 |  |
| (3) | うち旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた（受けたと思われる）人数 | 人 |  |
| 自由  記載 | 調査にあたって、お気づきの点やご意見等あれば、ご記入ください。 | | |
|  | | |

【備考】

|  |  |
| --- | --- |
| 資料 | 記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録やケース記録等の個人記録であって優生手術や人工妊娠中絶が行われたことがわかるものをいいます。なお、優生手術等一般に関する国からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。 |
| 優生手術 | 「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。 |
| 人工妊娠中絶 | 「人工妊娠中絶」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から人工妊娠中絶と推測される記載のある個人記録は対象になります。  ない、旧優生保護保に基づき昭和23年から平成８年の間に実施された特定疾病等を理由とする人工妊娠中絶が対象です。 |
| 資料あり | 現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合（氏名・性別・住所・年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。）また、現時点で優生手術に関する個人記録の存在を把握していないが、その存在について職員や元職員の記録又は証言がある場合も含みます。 |
| 資料なし | 文書保存年限等により法が母体保護法に改正される以前（平成８年9月25日以前）の記録を保存していない場合または保存しているが、該当する資料がない場合。 |